

# 高教組速報

2013年度 第4号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2013年 5月20日

文責 馬場 隆

## 現場教職員の意見を県教委に集中しよう!

### 交渉によって県教委の提案を変更させることは可能です

### 岡山では教諭(大卒10年以上)7.77%減が4.77%減、ボーナスは削減なしに

高教組は、県教委の賃下げ提案に反対して交渉を継続していますが、他県でも10数県で同様の交渉が行われています。その中で、最も早く交渉が始まった岡山県では、3回の交渉を行い、県に当初案を修正させています。その内容は以下のとおりです。

#### ○月例給

大卒10年以上の教諭

7.77%減→4.77%減

教育職特2級以上及び行政職3～6級

7.77%減→7.65%減

#### ○期末勤勉手当(ボーナス)

教育職全員及び行政職6級まで

9.77%減→削減なし

#### ボーナス削減なしは他にも3県

「ボーナス削減なし」の提案をしている県は、岡山の他にも、佐賀・群馬・富山があります。また、教育職2級(教諭等)の給与月額削減率を、一時

金の5%加算と関係なく、全員4.77%としている県もかなりあります。具体的には、千葉・佐賀・山梨・宮城・山口・栃木・長野(※)です。※長野県は3.80%

長崎県でも交渉の中で県教委の当初提案を変更させることは可能です。高教組と県教委の交渉は今週中にも行われます。まだ、高教組にご意見をお寄せいただいている方は、是非、「賃下げ反対!」のご意見を高教組にお寄せください。

#### ◆これまで高教組に寄せられたご意見の一部

「補習や部活指導などで早朝・放課後・土日と時間外の仕事もたくさんしています。こんな訳の分からない賃下げを行われては、仕事に対してもやる気が失せます」

「人事委員会勧告と関係なく賃下げすることは憲法違反です。これまでのルールを無視することは、法によって守られるべき権利を無視することであり、許されないことです」

#### 県教委の賃下げ提案に対する意見(県教委に訴えたいこと)

職種( ) 年齢( ) 歳

◆できるだけ早く、ご意見を記入いただき、分会長に手渡してください。